

1 基本目標

一人ひとりが役割と生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、重層的支援体制整備事業を中心とし、行政、関係機関、地域住民等が連携・協働し、包括的な支援体制の整備を推進します。

目標1 身近な地域で気軽に相談できる福祉の総合相談体制づくり

複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間に応じるために、行政や関係機関と連携し、日常生活圏域単位における世代・属性を問わない困りごとに応じる相談支援体制の整備を進めます。

また、人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の対応力や連携の強化を進め、既存制度等では対応できない支援ニーズにも対応できるように社会資源の開発等を検討します。

目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

ひきこもりや社会的孤立等により、社会参加に向けた支援が必要な人に対し、適切な支援に結びつけるコーディネート機能を充実や社会資源の調整を行い、誰もが地域社会とつながり、「社会参加」できるように支援を推進します。

目標3 地域における孤立予防と住民主体による支え合いのまちづくり

少子高齢化や人口減少に伴い、地域で孤立しがちな人々を「気づきあい・つながりあい・支え合い・認め合う」地域支え合いの仕組みづくりの再構築に向け、行政や社会福祉の関係機関、NPO 法人、ボランティア団体、民間の事業所等の地域の多様な主体と連携した取組みを進めます。

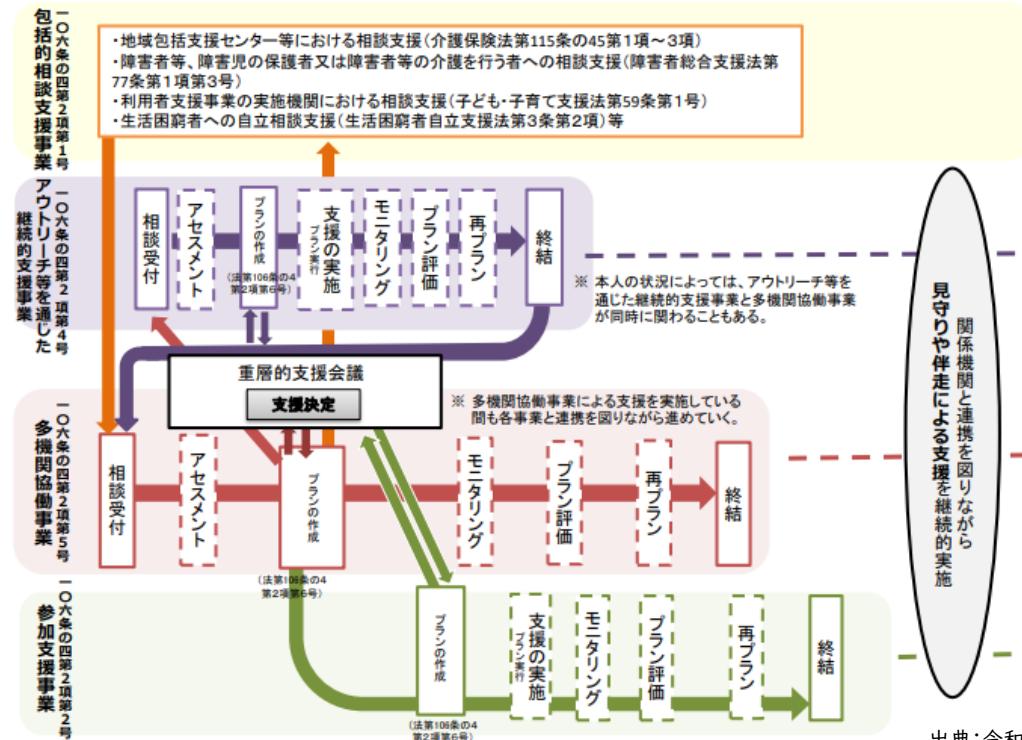
包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ
(社会福祉法第106条の3) (社会福祉法第106条の4)

**2 事業の体系 社会福祉法第 106 条の 4 第2項に基づく事業**

出典：令和6年度重層的支援体制構築推進人材養成研修 資料「地域共生社会の実現に向けて」

社会福祉法第106条の4第2項	機能	既存制度の対象事業等	既存の相談支援機関
第1号	相談支援	イ 【介護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター
		ロ 【障害】 障害者相談支援事業	障害者相談支援センターにこころ
		ハ 【子ども】 利用者支援事業	こども家庭センター
		ニ 【困窮】 自立相談支援事業	鶴岡地域生活自立支援センター くらしステーション
第2号	参加支援	新	事業内容：社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて就労支援や見守り等居住支援などを提供
第3号	地域づくりに向けた支援	イ 【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	
		【介護】 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置
		ロ 【障害】 地域活動支援センター事業	障がい者地域生活支援センター翔
		ハ 【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等
		ニ 【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	民生児童委員サポーター制度
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援	新	事業内容：訪問等により継続的につながり続ける機能
第5号	多機関協働	新	事業内容：世帯を取りまく支援関係者全体を調整する機能
第6号	支援プランの作成	—	※多機関協働と一体的に実施

3 各事業の関係性 (支援フローのイメージ)



出典:令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における
包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議
「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」

4 計画策定の必要性について

【状況】

- ・重層的支援体制整備事業の実施に係る財源の負担割合：国(交付金)1/2、県(交付金)1/4、市1/4
- ・厚生労働省からの令和7年11月21日付事務連絡で「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い」が示され、来年度から多機関協働事業等の交付金が2/3程度に減額となり、その減額分については要件を満たした場合に加算されるという取扱いとなつた。

※加算の3つの要件

- 1.包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村
- 2.社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業 実施計画を策定している市町村
- 3.同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村

【対応】

- ・令和8年度から加算の要件を満たすためには、今年度中に上記の検討プロセスを経たうえで、必要事項を定めた「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定する必要がある。
- ・については、今般の「地域福祉計画」の策定プロセスに相乗りする形で、「地域福祉計画」と一体的に当該事業実施計画を策定する。